

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則の一部改正（案）への
意見を募集

1. 概要

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則は、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の施行に際して必要な事項を定めるため、平成30年に制定されました。今回、大幅な事業計画の変更となる場合について、「手続きのやり直し」規定を追加するものです。

2. 条例等の改正の概要

(別紙)

3. 募集期間

令和6年7月1日（月曜日）～令和6年7月31日（水曜日）

4. 提出方法

次のことを記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、市ホームページWEBフォーム、電子メールで提出してください。様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則の一部改正」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

- ・直接持参：建築住宅課（本庁舎2階）
- ・郵送：〒509-7292（住所不要）建築住宅課 宛
- ・ファクス：0573-25-8294
- ・電子メール：kenchikujyutaku@city.ena.lg.jp